

吸収分割に係る事前開示書類

2024 年 11 月 18 日

アルプスアルパイン株式会社

2024年11月18日

吸収分割に係る事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

東京都大田区雪谷大塚町 1 番 7 号
アルプスアルパイン株式会社
代表取締役
社長 最高経営責任者 泉 英男

当社は、2024 年 9 月 27 日付けで、デルタ電子株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で、吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2025 年 1 月 6 日として、当社が営むパワーインダクター事業（パワーインダクター及びその製造に使用される粉末化された素材であるリカロイその他の磁性材料の製造、研究開発、知的財産権及び商標権等を含みます。ただし、E コア事業及びトロイダルコアの製造販売事業を除きます。以下「本承継対象事業」といいます。）に関して当社が有する権利及び義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）

当社は、本吸収分割の対価として、承継会社から、約 70 百万ドルに、2024 年の追加発注設備額（約 154 百万円）及び吸収分割契約締結日から効力発生日までの間に承継会社の承諾を得て発注した設備の対価を足した価額から、承継会社が当社に対して韓国内設備の譲渡対価として別途支払う価額を控除した額を基本として、効力発生日後における在庫・設備調整額等の調整を行った金額（以下「本分割対価」といいます。）の金銭の交付を受けます。

本分割対価については、本吸収分割により当社が承継会社に承継させる資産及び負債の時価相当額等に加え、本承継対象事業の過去及び将来の業績動向、今後の事業の成長性等を踏まえ事業価値を算出し、承継会社と協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

4. 承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

5. 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

(1) 本社ビル購入資金調達のための借入について

承継会社は、本社移転に伴う承継会社の本社ビル購入資金を調達するため、2024 年 9 月 12 日付で、金融機関との間で金銭消費貸借契約を締結し、同契約に基づき、借入日を 2024 年 10 月 1 日、最終弁済期日を 2029 年 10 月 1 日とする 120 億円の借入を実施しました。

(2) 事業資金調達のための借入について

承継会社は、承継会社の事業資金を調達するため、2024 年 8 月 22 日付で、金融機関との間で、借入の極度額を 30 億円とする Facility Letter を締結し、同契約に基づき、借入日を 2024 年 10 月 31 日、最終弁済期日を 2025 年 1 月 30 日とする 2 億円の借入を実施しました。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

当社は、2024 年 5 月 9 日付の取締役会決議に基づき、ロジスティード株式会社（以下「ロジスティード」といいます。）及びロジスティードが発行済株式の全てを所有する LDEC 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）との間で、①公開買付者が当社の持分法適用関連会社である株式会社アルプス物流（以下「アルプス物流」といいます。）の普通株式（以下「アルプス物流株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施すること、当社及び当社の完全子会社であるアルパイン株式会社が所有するアルプス物流株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと、②本公開買付けの成立後に、アルパイン株式会社が所有するアルプス物流株式の全てを吸収分割の方法により当社に承継させた上で、アルプス物流がその株主を当社及び公開買付者のみとするための株式併合を実施すること、③当該株式併合の効力発生を条件として、アルプス物流が実施する自己株式取得に応じて当社が所有するアルプス物流株式の全てを売却すること（以下「本自己株式取得」といいます。）、④本自己株式取得に先んじて当社が公開買付者に対して本自己株式取得に係る代金支払請求権の一部の現物出資を行い、公開買付者の株式（議決権比率 20%）を取得すること、等の一連の取引（以下「本取引」といいます。）に関する取引基本契約を締結しており、2025 年 3 月期中に本取引が完了した場合、2025 年 3 月期の連結決算において約 300 億円を特別利益として計上

することを予定しております。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本吸収分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されております。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 承継会社における分割会社から承継される債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日以後において、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されております。したがって、本吸収分割の効力発生日以後における承継会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙 1 吸収分割契約書

吸収分割契約書

アルプスアルパイン株式会社（以下「甲」という。）とデルタ電子株式会社（以下「乙」という。）とは、本承継対象事業（第 1 条に定義する。）に関して甲が有する権利及び義務を含む本承継対象権利義務（第 3 条に定義する。）を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2024 年 9 月 27 日（以下「本契約締結日」という。）付けで、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、本吸収分割の効力発生日（第 6 条において定義する。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲が営むパワーインダクタ事業（パワーインダクタ及びその製造に使用される粉末化された素材であるリカロイその他の磁性材料の製造、研究開発、知的財産権及び商標権等を含む。ただし、E コア事業及びトロイダルコアの製造販売事業を除く。以下「本承継対象事業」という。）に関して甲が有する本承継対象権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本吸収分割に係る分割会社たる甲及び承継会社たる乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 分割会社

商号：アルプスアルパイン株式会社

住所：東京都大田区雪谷大塚町 1 番 7 号

(2) 承継会社

商号：デルタ電子株式会社

住所：東京都港区芝大門 2 丁目 1 番 1 4 号

第 3 条（本吸収分割により承継する権利義務）

乙が本吸収分割により甲から承継する権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、効力発生日において本承継対象事業に属する、別紙「本承継対象権利義務明細表」に定める権利義務とする。

第 4 条（本吸収分割の対価）

1. 甲及び乙は、本吸収分割の対価を、金 70,000,000USD に第 2 項に定める計算を加えて得られる金額（以下「本吸収分割当初対価」という。）に対し、第 4 項に定める精算を行った金額（以下「本吸収分割最終対価」という。）とすることに合意する。

2. 本吸収分割当初対価は以下の算定式により算定する（各項目の定義は第3項に定義する。）。

本吸収分割当初対価 = (i) + (ii) - (iii) - (iv) - (v) - (vi)

(i) 本事業対価総額：金 70,000,000USD に 2024 年追加設備総額を加算した金額を意味する。

(ii) 追加設備総額

(iii) Delta Electronics (Korea), Inc. と ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD. との間で別途締結される設備譲渡契約（以下「韓国設備譲渡契約」という。）に基づき、Delta Electronics (Korea), Inc. が ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD. に対して支払う金額

(iv) エスクロー額

(v) 在庫ホールドバック額

(vi) 設備ホールドバック額

3. 第2項に定める算定式に用いる各項目の定義は以下のとおりとする。

(1) 「追加設備総額」とは、甲と乙が別途合意する本承継対象事業の遂行に必要な設備（以下「本必要設備」という。）に加えて、本契約締結日から効力発生日までの間に、本承継対象事業の設備拡張のため甲が乙の承諾を得て発注した設備（以下「本追加設備」という。）の取得のために、甲がサプライヤーに支払うべき金額を意味する。

(2) 「2024 年追加設備総額」とは、金 154,088,774 円を意味する。

(3) 「エスクロー額」とは、本事業対価総額の 15% に相当する金額を意味する。

(4) 「在庫ホールドバック額」とは、甲が、効力発生日の 5 営業日前までの時点の予測在庫リストを元に算出する在庫額が、金 593,000,000 円（以下「ターゲット在庫額」という。）より少ない場合の、当該在庫額とターゲット在庫額の差額に相当する金額を意味する（ただし、当該差額がターゲット在庫額の 3% に満たない場合はゼロとする。）。

(5) 「設備ホールドバック額」とは、甲が 2024 年 12 月 1 日時点の予測に基づき算出した除外設備額（以下に定義する。）に相当する金額を意味する（ただし、韓国設備譲渡契約に基づき、Delta Electronics (Korea), Inc. から ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD. に対して支払う設備譲渡対価のうち、同契約上の設備ホール

ドバックの対象となるものを除く。)。なお、乙が甲に対して効力発生日の 5 営業日前までに通知した除外設備額（以下「除外設備事前控除額」という。）は、本事業対価総額から控除されるものとする。

4. 甲及び乙は、効力発生日後に、以下に定める本吸収分割当初対価の算定項目について、以下の各精算（以下の精算項目を総称して「本精算項目」という。）を行う。

(1) エスクロー額の精算

乙は、エスクロー額から甲及び乙が別途合意する金額を控除した金額を、効力発生日から 24 か月目の当該日に甲に交付する。

(2) 在庫ホールドバック額の精算

(a) 甲と乙が別途合意する方法に従い効力発生日後に決定される、効力発生日時点での最終的な在庫額（以下「最終在庫額」という。）が、ターゲット在庫額より 3%以上不足している場合（当該不足額を、以下「最終在庫不足額」という。）、乙は、在庫ホールドバック額から最終在庫不足額を控除する。

(b) 乙は、在庫ホールドバック額が、最終在庫不足額の全額を填補する金額に満たない場合、その裁量により、乙が甲に支払うべき金額から当該未填補額を相殺することにより精算するか、又は甲に当該未填補額の支払を請求することができる。

(c) 乙は、（ア）最終在庫額をターゲット在庫額と比較した不足額が 3%未満である場合、もしくは最終在庫額がターゲット在庫額を超過した場合、又は（イ）在庫ホールドバック額から最終在庫不足額を控除後も残余がある場合、甲に対し、（ア）の場合は在庫ホールドバック額の全額を、（イ）の場合は在庫ホールドバック額から最終在庫不足額を控除した残余の金額を、支払うものとする。

(3) 設備ホールドバック額の精算

(a) 乙は、本必要設備及び本追加設備のうち、(i)購入、検査及び納品の手続きが効力発生日後 6 か月後又は本追加設備についてはその後の別途合意した日までに乙の満足する形で完了しないと乙が特定した設備、(ii)納品前にサプライヤーが納品を取消した設備、及び(iii)納品において合理的に瑕疵がある若しくは目的に適合しないと特定された設備の価値に相当する金額（以下「除外設備額」という。）を設備ホールドバック額から控除する。但し、除外設備事前控除額は控除しないものとする。

- (b) 乙は、除外設備額が設備ホールドバック額を上回った場合には、その裁量により、乙が甲に支払うべき金額から当該未填補額を相殺することにより精算するか、又は甲に当該未填補額の支払を請求することができる。
- (c) 乙は、(ア) 乙が、効力発生日後 6 か月後の当該日までに、除外設備額を特定しなかった場合、又は (イ) 効力発生日後 6 か月後の当該日時点で、設備ホールドバック額から除外設備額を控除した後に残余がある場合、甲に対し、(ア) の場合は設備ホールドバック額の全額を、(イ) の場合は設備ホールドバック額から除外設備額を控除した残余の金額を、支払うものとする。

第 5 条（本吸収分割の対価の支払い）

1. 乙は、効力発生日において、甲に対して、本吸収分割当初対価を支払うものとする。
2. 第 4 条に基づく本精算項目の実行により、本吸収分割に係る分割の対価の支払いは完了するものとする。

第 6 条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 1 月 6 日とする。ただし、本吸収分割に係る手続の進行その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は、協議のうえ合意により、効力発生日を変更することができる。

第 7 条（吸収分割契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日までの間に、本吸収分割の条件の変更を要すると認められる事情又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事情が生じ又は判明したときには、甲及び乙は、協議のうえ合意により、本契約を変更若しくは解除し、又は本吸収分割を中止することができる。

第 8 条（譲渡等の禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意なく、本契約上の地位又はこれに基づく権利義務を譲渡その他の方法により処分及び第三者に承継させてはならず、また、第三者に対する担保権を設定してはならない。

第 9 条（準拠法・紛争解決）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本契約に起因し、又はこれに関連する一切の紛争（本契約の存在、有効性または終了に関する紛争を含む。）については、その時点で施行されているシンガポール国際仲裁センターの仲裁規則（言及されることにより本条項に組み込まれる。）に従

いシンガポール国際仲裁センターでの仲裁手続きに専属的に付託し、それにより最終的に解決することに合意する。仲裁廷は、3名の仲裁人により構成される。仲裁言語は、英語とする。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項のあるときは、本契約の趣旨に基づいて甲乙誠実に協議のうえ、合意により、これを決定するものとする。

[以下余白]

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2024 年 9 月 27 日

甲 アルプスアルパイン株式会社
東京都大田区雪谷大塚町 1 番 7 号
代表取締役 社長 最高経営責任者 泉 英男



本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2024年9月27日

乙 デルタ電子株式会社

東京都港区芝大門2丁目1番14号

代表取締役 華 健豪

